

住宅用太陽光発電システム等設置費補助事業 住宅用蓄電システムを設置した方への補助を新たに開始

いずれの補助金も、システム設置後に申請してください。

①＝住宅用太陽光発電システム設置費補助金

②＝住宅用蓄電システム設置費補助金

■支給条件

次のすべてに該当すること

- ・申請者が市内に居住し、市税の滞納がない
- ・電灯契約を結んでいる個人であり、市内の住宅など（店舗、事務所などとの兼用は可）にシステムを設置する、または建売住宅供給者等から市内にシステム付住宅を購入する

※住居部分の電力に使用するために、納屋や車庫に設置することは可とする。

- ・設置した住宅が申請者の所有物でない場合は、書面による所有者の設置承諾を受けている

■補助の対象となるシステム

- ・未使用であるもの

①住宅用太陽光発電システム

- ・住宅の屋根等への設置に適したものであり、かつ低圧配電線と逆潮流有りで連携している
- ・太陽電池の公称最大出力の合計値が10kW未満のもの

②住宅用蓄電システム

リチウムイオン蓄電池部に加え、インバータ、コンバータ、パワーコンディショナーなどの電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成されたもの

■補助金額

（いずれも上限4万円、1,000円未満の端数は切り捨て）

①太陽電池の最大出力1kW当たり1万円

②蓄電池の蓄電容量1kWh当たり1万円

■申請期限

①システムの電力受給契約開始日から90日以内

②設備の購入または設置をした日から90日以内

■必要書類

①②共通

- ・申請書（市ホームページから取得可）
- ・システムの設置に要した費用の領収書の写し・内訳書の写し
- ・対象機器の仕様、規格、保証開始日などが判別できる書類
- ・システム設置後の写真（システムを設置した建物全体と、設置したシステムの全箇所を写したものの）

- ・市税の滞納がないことを証明する書類
- ・住民票の写し
- ・設置承諾書（設置する住宅が補助対象者の所有物でない場合に限る）
- ・対象機器の設置場所の案内図
- ・その他市長が必要と認める書類

①のみ

- ・工事請負契約書の写しまたはシステム付建売住宅売買契約書の写し
- ・電力会社とシステムに係る電力受給契約書の写し・電力需給開始日が確認できる書類

②のみ

- ・対象機器の設置工事契約書の写しまたは購入契約書の写し
- ・対象機器の蓄電容量が確認できる書類の写し（契約書の写しで確認できない場合に限る）
- ・接続する太陽光発電システムの設置状況が確認できる書類

■注意事項

- ・申請者、委任者、承諾者、請求者の氏名・住所は、すべて各々が自筆で記入してください。
- ・提出様式などは最新年度のものを使用してください。

浄化槽に関する補助金

合併処理浄化槽の設置補助金

河川等の水質汚濁を防止するため、し尿と生活雑排水を併せて処理することができる合併処理浄化槽（環境配慮型）を設置する方に、補助金を交付しています。

■対象地域

公共下水道認可区域と農業集落排水処理施設対象区域を除く市行政区画

※農業集落排水処理施設対象区域内でも、処理能力などにより加入できない世帯は対象となります。

■対象者

対象地域内の専用住宅に10人槽以下の合併処理浄化槽をこれから設置する方

■補助金額

公共下水道認可区域・全体計画区域・農業集落排水処理施設区域を除く区域

5人槽	332,000円
7人槽	414,000円
10人槽	548,000円

公共下水道全体計画区域

5人槽	233,000円
7人槽	290,000円
10人槽	384,000円

宅内配管工事費用の補助金

単独浄化槽から合併浄化槽（環境配慮型）に入れ替える方には、合併処理浄化槽設置費用に上乗せして、宅内配管工事費用の一部を補助します。

※建築基準法の規定による確認を要する家屋の増築や改築、または新築にともなって単独処理浄化槽を入れ替える場合は対象外です。

■対象となる工事

浄化槽への流入管・浄化槽からの放流管・ますの設置工事

■補助金額 上限30万円